

第7章 災害廃棄物対策

国の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月策定）に基づき策定した「三田市災害廃棄物処理実施計画」（平成29年3月策定）により災害発生時には、災害廃棄物の速やかな収集・処理体制を整えます。

（1）組織・連携体制・支援体制

1）組織体制及び連携体制

三田市災害対策本部が設置された場合は、クリーンセンター内に廃棄物処理班を設置し、被災地域の通行の妨げになる災害廃棄物の撤去作業を始め、災害廃棄物の収集・運搬・分別作業や、仮ごみ置き場の設置、処分場の確保などの作業を「災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、三田環境整備事業協同組合と連携して実施します。

2）周辺自治体との支援体制の確立

災害発生により、市内での処理が困難な多量の災害廃棄物が発生した場合は、関西広域連合へ要請するほか、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」等の各種協定に基づき、広域的な処理体制を速やかに構築します。

（2）災害廃棄物処理体制

1）災害に強い廃棄物処理施設の整備

大規模な災害等により、ごみ処理に支障が生じれば市民の生活環境や公衆衛生に重大な影響及ぼすとともに円滑な復旧、復興の妨げにもなります。新ごみ処理施設は、長期にわたり安定した稼働に向けて強靱で安全性が高く、焼却エネルギーを使った発電により災害発生時の活動を支援する拠点としての機能を有する施設を目指します。

2）災害時のごみ処理に関する事前広報

ホームページ、広報誌などを活用し、災害時におけるごみの分別方法など、適正処理に向けた対策の周知徹底を図ります。

表 19 災害時のごみ分別区分

分別区分		品目例	
①	燃やすごみ	生ごみ、衣類、プラスチック製品、紙類、ペットボトル	
②	燃やさないごみ	資源ごみ	小型家電製品、空き缶、びん
		資源ごみ以外	陶磁器、ガラス
③	粗大ごみ	不燃性粗大	大型鉄製家具、自転車
		可燃性粗大	大型木製家具、畳
④	家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	
⑤	その他	適正処理困難物	バッテリー、バイク、廃タイヤ、農機具、自動車部品、太陽熱温水器、瓦、ガレキ、土砂汚泥、コンクリートがら
		危険物・有害物	ガスボンベ、消火器、農薬、廃油、劇薬、PCB汚染物質、在宅医療系廃棄物、ボタン電池、水銀含有物（血圧計、体温計）

※ 災害時のごみ分別区分は、平常時のごみ分別区分とは異なります。